

議案第80号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者福祉の増進を図るため、舞鶴老人いこいの家、小田部老人いこいの家及び壱岐老人いこいの家を新設するとともに、今宿老人いこいの家の新築移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表福岡市立今宿老人いこいの家の項中「今宿上ノ原字久保ノ上」を「今宿青木」に改め、同表に次のように加える。

福岡市立舞鶴老人いこいの家	福岡市中央区舞鶴二丁目
福岡市立小田部老人いこいの家	福岡市早良区小田部六丁目
福岡市立壱岐老人いこいの家	福岡市西区拾六町団地

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。